

那覇市学校給食費検討委員会報告書

平成27年11月11日

那覇市学校給食費検討委員会

目 次

| | | |
|---|----------------------------|------|
| 1 | はじめに | (1) |
| 2 | 学校給食費の適正なあり方について | (2) |
| 3 | 検討委員会の経過 | (4) |
| 4 | 資料編 | |
| | (資料1) 基本物資(パン・米飯・牛乳)の価格推移 | (6) |
| | (資料2) 学校給食用一般物資価格推移 | (7) |
| | (資料3) 平成27年度学校給食費算定資料 | (8) |
| | (資料4) ①副食(おかず)費の1食単価に占める割合 | (9) |
| | ②デザート類(果物及び菓子類)の回数比較 | |
| | (資料5) 県内11市の状況 | (10) |
| | (資料6) 中核市の状況 | (11) |
| | (資料7) 那覇市学校給食費検討委員会要綱 | (12) |
| | (資料8) 那覇市学校給食費検討委員会委員名簿 | (14) |

那覇市学校給食費検討委員会
委員長 平良 雅 司

1 はじめに

那覇市学校給食費検討委員会は、平成27年9月28日に14人が委嘱・任命を受け、学校給食費について検討を行ってきました。

検討結果をここにご報告いたします。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達のために、安全で、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、生きた教材として日常生活における正しい食事のあり方と望ましい食習慣の形成、食文化への理解を深めるなど多様な役割を担っています。

学校給食を行うための必要な全経費のうち、調理場の衛生管理費、調理員の人件費、光熱水費等は行政（市）で負担し、保護者から徴収する学校給食費については、食材費に充てることとなっております。

本市の学校給食費は、平成22年4月に改定されて以来5年余据え置かれてきました。しかし、主食費（パン、米飯、麺）及び牛乳費はもとより、様々な食材の値上がりや消費税率の引上げにより、児童・生徒の栄養を確保するための献立に大きな影響が生じており、献立を工夫することでの対応には限界があるという理由で、検討委員会事務局（学校給食課）から、学校給食費の改定額について提案を受けました。

学校給食費改定については、3回の検討委員会を開き、基本物資（パン、米飯、牛乳等）（資料1）や一般物資（加工食品、缶詰、調味料等）（資料2）が値上がりしている状況、栄養価等において給食の質及び副食費の割合が低下している状況（資料3、資料4）、県内11市の状況（資料5）や中核市の状況（資料6）等について確認を行い、委員の皆様から様々な意見をいただき検討してきました。

その結果、検討委員会事務局からの提案が適当であると認められたので、那覇市学校給食費検討委員会は下記の改定額について決定しました。

最後に貴重な時間を割いて検討委員会へ参加して下さった委員の皆様へ感謝を申し上げ、今後も本市の学校給食が安心・安全に提供されるとともに魅力ある給食が実施されることを期待します。

記

| 区分 | 現行月額(一食単価) | 改定月額(一食単価) | 差額 |
|-----|--------------|--------------|-----------|
| 小学校 | 4,300円(236円) | 4,500円(247円) | 200円(11円) |
| 中学校 | 4,800円(264円) | 5,000円(275円) | 200円(11円) |

※注意：①年間の給食回数は、200回を予定

②1食単価の円未満は切り捨て

2 学校給食費の適正なあり方について

(1) 学校給食費について

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達のために、安全で、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、生きた教材として日常生活における正しい食事のあり方と望ましい食習慣の形成、食文化への理解を深めるなど多様な役割を担っています。

現在、本市の学校給食費（以下「給食費」という。）は月額小学校4,300円、中学校4,800円となっています。1食当たりの単価については、年間の給食実施回数を200回として算出し、小学校236円、中学校264円となっています。この価格は、平成22年4月に改定されて以来、5年間据え置かれています。

学校給食に必要な経費は、食材購入費とそれ以外の管理経費に大別されます。保護者等が納付した給食費は食材購入に使用されており、それ以外の経費（調理場の衛生管理費、調理員等の人件費、光熱水費、調理機器購入費等）は、行政（市）が負担しています。

消費税率の引上げや近年の食材価格の値上がりにより、給食内容への影響が懸念されるところです。子ども達の栄養確保のために、適正な給食費の額を求めていくことが必要となっています。今後の学校給食を充実させ、バランスのとれた献立が提供できるように、適正な給食費の額について検討が必要です。

(2) 給食費の構成

①主食費（米飯、パン等）②牛乳費 ③副食費（毎日のおかず）で構成されています。

内訳（平成27年度）

| | | | | |
|-----|---------|---------|----------|---------|
| 小学校 | ① 51.0円 | ② 52.6円 | ③ 132.4円 | 合計 236円 |
| 中学校 | ① 58.4円 | ② 52.6円 | ③ 153.0円 | 合計 264円 |

米飯、パンは、加工会社へ委託加工されているもので、原材料費に加工賃を加えた価格で構成されています。牛乳費も、原材料費に委託加工費を加えた価格で構成されています。

牛乳加工会社は、沖縄森永乳業、沖縄明治乳業となります。

米飯、パン、麺の割合は、145回/年（米飯）、55回/年（パン、麺）となっており、副食もそれに合わせた献立編成となります。

（3）給食費の算定の方法

学校給食摂取基準の栄養量を充足するために必要な1食あたりの標準的な食品構成を示した、文部科学省の「学校給食の標準食品構成表」に基づき、標準献立を実施するために必要な費用を試算して求めます。（資料3参照）

- ① 標準献立の量は、文部科学省が定めた「学校給食の標準食品構成表」を基に小学校8歳～9歳の一人一回当たりの摂取目標量とする。
- ② 米飯、パン、牛乳の基本物資については、学校給食会からの売り渡し価格を基本として、①で決められた必要な量に対する価格を決める。
- ③ 副食費について、今回は平成26年10月・11月、平成27年5月・6月に使用した食品の数量、価格より1グラムあたりの平均価格を求め、①で決められた必要な量に対する価格を決める。
- ④ 主食（米飯・パン・麺）の割合を基に年間実施回数（米飯給食145回、パン・麺給食55回）に、それぞれ1回あたりの1食単価を乗じ、実施月数で除して、月あたりの実質給食費を算出する。
- ⑤ ③及び④で算出した月当たりの実質給食費を小学校の月額給食費として算出する。
- ⑥ ⑤で算出した小学校の月額給食費から現行の月額給食費を差し引き、上乗せ額を算出する。
- ⑦ ⑥で算出した上乗せ額に小・中学校のエネルギー比の1.28倍を乗じ、現行額を加算したものを中学校の月額給食費とする。

（4）改定の考え方

給食費の算定にあたっては、主食・牛乳等の基本物資の価格上昇及び平成26年度、平成27年度に実際に学校給食調理場で使用された食品の重量・価格を基に、1食あたりの適正な単価構成について分析検討を行いました。

学校給食は、主食費（米飯・パン等）、牛乳費、副食費で構成され、主食費、牛乳費については沖縄県学校給食会で定められた価格です。バランスのとれ

た献立作成の実質的な予算は副食費で成り立っているもので、適正な価格を決定する大きな要因です。

平成22年の改定時において、1食あたりに占める副食費の割合は、小学校57.9%、中学校59.4%で改定されており、献立作成の上では、充分に対応できる比率構成が確保されているものです。しかしながら、近年の物価上昇、消費税増税の影響で、現在の副食費は小学校55.3%、中学校56.6%と約2.6~2.8%圧迫されており、献立作成に苦慮している現状があります。

以上のことから、給食費の改定を行うことは、社会情勢を反映しているもので、一食あたり11円程度の値上げは、児童生徒の栄養を確保する給食を提供する上で必要不可欠です。

なお、平成29年4月（消費税率10%予定）以降の食材価格への影響については、現段階では明確でないことや、保護者負担の増加等にも考慮し、一定の期間、検証を行うことが望ましいと考えます。したがって、今回の給食費算定については、このことは考慮しておりません。

(5) 給食費の改定額について

学校給食摂取基準及び食品構成を満たす給食にするためには、(資料3)で示すように小学校の実質改定額は月額4,500円、中学校は5,000円となります。

この場合、小学校の現行月額4,300円に比較し200円の値上げで4.65%の上昇、中学校では現行月額4,800円に比較し200円の値上げで4.17%の上昇となります。

なお、値上げ額は年額で小学校及び中学校それぞれ2,200円(200円×11月)となります。

3 検討委員会の経過

①第1回 学校給食費検討委員会

日 時：平成27年9月28日(月)午後2時30分～4時30分

場 所：市役所1001会議室(10階)

出席人数：14名(欠席なし)

内 容：○辞令交付式

○委員紹介

○委員長・副委員長選出

○学校給食費の概要について

(事務局からの説明)

- ・学校給食費の一食単価
- ・パン・米飯・牛乳の価格推移
- ・学校給食の標準食品構成表(幼児、児童、生徒1人あたり)
- ・児童又は生徒一人あたりの学校給食摂取基準
- ・学校給食用基本物資売渡価格の推移
- ・学校給食用一般物資価格推移

②第2回 学校給食費検討委員会

日 時：平成27年10月29日(木)午後2時30分～4時30分

場 所：市役所1101AB会議室(11階)

出席人数：14名(欠席なし)

内 容：○第1回那覇市学校給食費検討委員会(要点記録)について

○那覇市調理場のアンケート結果について

○県内11市の状況について

○中核市の状況について

○給食費の徴収状況について

○学校給食費改定案について

③第3回 学校給食費検討委員会

日 時：平成27年11月9日(月)午後2時30分～4時00分

場 所：市役所1101AB会議室(11階)

出席人数：14名(欠席なし)

内 容：○第2回那覇市学校給食費検討委員会(要点記録)について

○学校給食費改定案についての審議及び採決

(全会一致で可決)

(資料1)

基本物資(パン・米飯・牛乳)の価格推移

【コッペ・食パン】

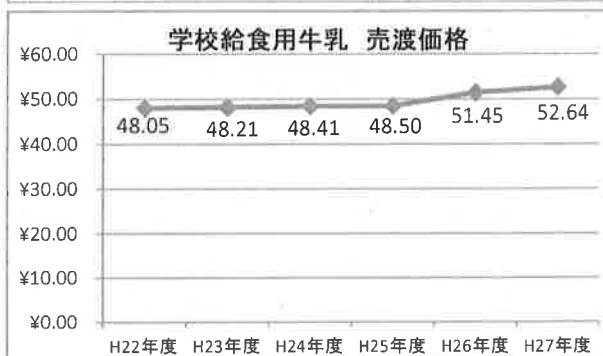
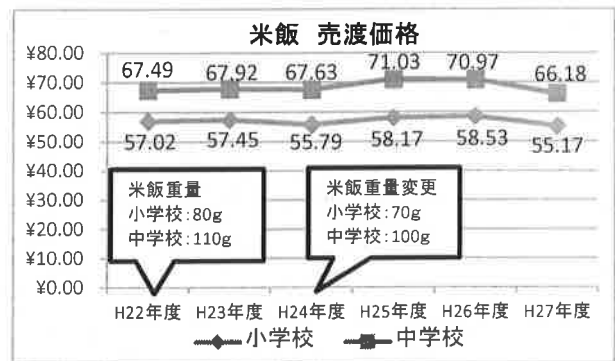
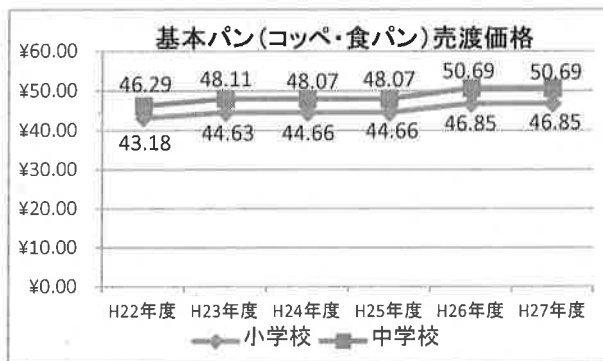
| | | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 |
|-----|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 小学校 | パン重量(g) | 55 | 55 | 55 | 55 | 55 | 55 |
| | 売渡価格 | 38.24 | 39.69 | 39.72 | 39.72 | 41.77 | 41.77 |
| | 包装費 | 3.68 | 3.68 | 3.68 | 3.68 | 3.78 | 3.78 |
| | カットスライス費 | 1.26 | 1.26 | 1.26 | 1.26 | 1.30 | 1.30 |
| | 合計 | 43.18 | 44.63 | 44.66 | 44.66 | 46.85 | 46.85 |
| 中学校 | パン重量(g) | 75 | 75 | 75 | 75 | 75 | 75 |
| | 売渡価格 | 41.35 | 43.17 | 43.13 | 43.13 | 45.61 | 45.61 |
| | 包装費 | 3.68 | 3.68 | 3.68 | 3.68 | 3.78 | 3.78 |
| | カットスライス費 | 1.26 | 1.26 | 1.26 | 1.26 | 1.30 | 1.30 |
| | 合計 | 46.29 | 48.11 | 48.07 | 48.07 | 50.69 | 50.69 |

【米飯】

| | | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 |
|-----|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 小学校 | 米飯重量(g) | 80 | 80 | 70 | 70 | 70 | 70 |
| | 売渡価格 | 55.76 | 56.19 | 54.53 | 56.91 | 57.23 | 53.87 |
| | 混入費 | 1.26 | 1.26 | 1.26 | 1.26 | 1.30 | 1.30 |
| | 合計 | 57.02 | 57.45 | 55.79 | 58.17 | 58.53 | 55.17 |
| 中学校 | 米飯重量(g) | 110 | 110 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| | 売渡価格 | 66.23 | 66.66 | 66.37 | 69.77 | 69.67 | 64.88 |
| | 混入費 | 1.26 | 1.26 | 1.26 | 1.26 | 1.30 | 1.30 |
| | 合計 | 67.49 | 67.92 | 67.63 | 71.03 | 70.97 | 66.18 |

【牛乳】 空容器回収は学校や自治体を実施し、クラス分けを納入業者が実施している売渡価格

| | | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 |
|-------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 牛乳重量(g) | 206 | 206 | 206 | 206 | 206 | 206 |
| 小・中学校 | 売渡価格 | 48.05 | 48.21 | 48.41 | 48.50 | 51.45 | 52.64 |



(資料2)

学校給食用一般物資価格推移

(公財)沖縄県学校給食会 2015/9/14

| | 指 数 | 増減(%) 対前年比 | 備 考 |
|--------|--------|------------|-------------------------------|
| 平成22年度 | 100 | | |
| 平成23年度 | 101.08 | 1.08 | 東日本大震災 |
| 平成24年度 | 102.52 | 1.44 | |
| 平成25年度 | 103.63 | 1.11 | |
| 平成26年度 | 108.61 | 4.98 | 物価上昇1.98+消費税増税分3.0 |
| 平成27年度 | 111.9 | 3.29 | 円安による物価上昇 |
| 合 計 | 111.9 | | 平成22年度を100とした場合の 平成27年度の指数 |

平成27年度学校給食費算定資料

| 区分 | 1g当たりの 平均単価 (円) | 小学校(8歳～9歳) | | 備 考 | |
|---|-----------------------|------------|-----------|------------------|---|
| | | 摂取量 (g) | 価格 (円) | | |
| 主食 | パン | | 55 | 46.850 | (参考) 現行額の一食単価 小学校 4,300円×11ヶ月÷200回=236.5円 中学校 4,800円×11ヶ月÷200回=264円 ↓ 改定額の一食単価 小学校 4,500円×11ヶ月÷200回=247.5円 中学校 5,000円×11ヶ月÷200回=275円 |
| | 米飯 | | 70 | 55.170 | |
| 牛乳 | 牛乳 | | 206 | 52.640 | |
| おかず | 小麦粉及びその製品 | 0.400 | 5 | 2.000 | |
| | 芋及び澱粉 | 0.348 | 30 | 10.440 | |
| | 砂糖類 | 1.154 | 3 | 3.462 | |
| | 豆類 | 0.692 | 5 | 3.460 | |
| | 豆製品類 | 0.456 | 16 | 7.296 | |
| | 種実類 | 1.374 | 3 | 4.122 | |
| | 緑黄色野菜 | 0.369 | 23 | 8.487 | |
| | その他の野菜類 | 0.279 | 70 | 19.530 | |
| | 果物類 | 0.463 | 32 | 14.816 | |
| | きのこ類 | 1.667 | 4 | 6.668 | |
| | 藻類 | 1.622 | 2 | 3.244 | |
| | 魚介類 | 1.162 | 16 | 18.592 | |
| | 小魚類 | 2.174 | 3 | 6.522 | |
| | 肉類 | 1.059 | 15 | 15.885 | |
| | 卵類 | 0.724 | 6 | 4.344 | |
| | 乳類 | 0.831 | 4 | 3.324 | |
| 油脂類 | 0.963 | 3 | 2.889 | | |
| その他(調味料等) | 0.585 | 12 | 7.020 | | |
| おかず小計 | | | 142.101 | | |
| 合計 | パンの一食単価(パン+牛乳+おかず) | | 241.591 | | |
| | 米飯の一食単価(米飯+牛乳+おかず) | | 249.911 | | |
| 【小学校の月額給食費】 | | | | | |
| ①主食がパンの場合(パン+牛乳+おかず) | | | | | |
| パンの一食単価×年間実施回数÷11ヶ月=241.591円×55回÷11ヶ月= | | | | 1,208円 | |
| ②主食が米飯の場合(米飯+牛乳+おかず) | | | | | |
| 米飯の一食単価×年間実施回数÷11ヶ月=249.911円×145回÷11ヶ月= | | | | 3,294円 | |
| ①+②= | | | | 4,502円 (小学校算定価格) | |
| 【中学校の月額給食費】 | | | | | |
| 小学校の上乗せ額×1.28倍+現行額=202円×1.28倍+4,800円= | | | | 5,059円 (中学校算定価格) | |
| ※中学校の倍率は、小・中のエネルギー比から算出 | | | | | |

| | 算定価格 | 現行額 | 改定案 | 差額 | 上昇率 |
|---------|--------|--------|--------|------|-------|
| 小学校(月額) | 4,502円 | 4,300円 | 4,500円 | 200円 | 4.65% |
| 中学校(月額) | 5,059円 | 4,800円 | 5,000円 | 200円 | 4.17% |

※区分・・・学校給食の標準食品構成表(児童・生徒一人一回あたり)

※1g当たりの平均単価・・・単独調理場及び学校給食センターが実際に購入した量の価格から算出(税込)
(単独校調理場3施設、給食センター2施設の平成26年10月・11月及び平成27年5月・6月の実績)

※摂取量・・・小学校中学年(8歳～9歳)を基準とする。

※価格・・・1g当たりの平均単価×摂取量

(資料4)

①副食(おかず)費の1食単価に占める割合

| | 小学校 | | | | |
|---------|---------|---------|----------|--------|--------|
| | H2年度改定時 | H9年度改定時 | H22年度改定時 | H27年度 | 改定案 |
| 1食単価(円) | 198.00 | 209.00 | 236.50 | 236.00 | 247.50 |
| パン価格(円) | 34.06 | 40.13 | 43.18 | 46.85 | 46.85 |
| 米飯価格(円) | 34.47 | 43.39 | 57.02 | 55.17 | 55.17 |
| 牛乳価格(円) | 29.60 | 33.39 | 48.05 | 52.64 | 52.64 |
| 副食費(円) | 134.09 | 133.52 | 136.97 | 130.48 | 141.56 |
| 副食の割合 | 67.7% | 63.9% | 57.9% | 55.3% | 57.2% |

| | 中学校 | | | | |
|---------|---------|---------|----------|--------|--------|
| | H2年度改定時 | H9年度改定時 | H22年度改定時 | H27年度 | 改定案 |
| 1食単価(円) | 225.50 | 236.00 | 264.00 | 264.00 | 275.00 |
| パン価格(円) | 37.57 | 43.34 | 46.29 | 50.69 | 50.69 |
| 米飯価格(円) | 40.46 | 50.42 | 67.49 | 66.18 | 66.18 |
| 牛乳価格(円) | 29.60 | 33.39 | 48.05 | 52.64 | 52.64 |
| 副食費(円) | 156.60 | 155.02 | 156.94 | 149.44 | 160.44 |
| 副食の割合 | 69.4% | 65.7% | 59.4% | 56.6% | 58.3% |

【平均副食費の算出方法】

$((\text{一食単価} - \text{パン価格} - \text{牛乳価格}) \times \text{パン献立回数} + (\text{一食単価} - \text{米飯価格} - \text{牛乳価格}) \times \text{米飯献立回数}) \div 200\text{回}$

②デザート類(果物及び菓子類)の回数比較

単位:回

| | 平成24年度 | 平成26年度 |
|-----|--------|--------|
| 4月 | 8.0 | 7.3 |
| 5月 | 10.6 | 8.5 |
| 6月 | 10.6 | 9.2 |
| 7月 | 7.5 | 7.1 |
| 8月 | 2.6 | 2.0 |
| 9月 | 9.6 | 9.0 |
| 10月 | 9.3 | 9.3 |
| 11月 | 10.9 | 8.9 |
| 12月 | 8.0 | 8.7 |
| 1月 | 9.4 | 8.3 |
| 2月 | 10.1 | 10.1 |
| 3月 | 9.5 | 10.3 |
| 合計 | 106.1 | 98.7 |
| 割合 | 100.0% | 93.0% |

※デザートとは果物及び菓子類のことです。

※回数は全調理場の平均提供数です。

※割合は、平成24年度を100%とした時の割合です。

県内11市の状況

(調査日:平成27年9月15日)

| 市名 | 平成27年度 | | | | | | 直近の給食費 改定年度 | | 今後の給食費の改定の予定(消費税の増税に合わせて、2段階に改定するなど) |
|--------|--------|-------|----------------|-------|--------------|-----|----------------|-----|---|
| | 月額 | | ※一食あたりの 給食費 | | 喫食回数 (年間) | | 小学校 | 中学校 | |
| | 小学校 | 中学校 | 小学校 | 中学校 | 小学校 | 中学校 | | | |
| 那覇市 | 4,300 | 4,800 | 236 | 264 | 200 | 200 | H22 | H22 | 未定 那覇市学校給食費検討委員会の答申後決定する予定 |
| 名護市 | 3,600 | 4,200 | 198 | 232 | 199 | 199 | H3 | H3 | 未定 |
| うるま市 | 4,000 | 4,500 | 220 | 247 | 200 | 200 | H21 | H21 | うるま市立学校給食センター運営委員会答申後、教育委員会議決定後、教育委員会、市長報告の予定。 |
| 沖縄市 | 4,100 | 4,600 | 234 | 262 | 192 | 193 | H21 | H21 | 消費税10%への改定に伴う給食費の値上げを平成28年度中に検討する予定 |
| 宜野湾市 | 3,900 | 4,500 | 220 | 252 | 195 | 196 | H11 | H11 | 平成28年4月からの値上げを念頭に調整中 |
| 浦添市 | 4,200 | 4,600 | 231 | 253 | 200 | 200 | H21 | H21 | 平成29年度の消費税率改定や食材料費の高騰に伴う献立への影響を分析し、他市の状況も踏まえた上で、平成28年度中に判断する。 |
| 豊見城市 | 4,000 | 4,500 | 220 | 247 | 200 | 200 | H21 | H21 | 増税詳細の決定次第、運営委員会において検討開始する。 |
| 南城市 | 4,300 | 4,800 | 238 | 266 | 198 | 198 | H23 | H23 | 未定 |
| 糸満市 | 4,300 | 4,800 | 236 | 264 | 200 | 200 | H21 | H21 | 未定(消費税10% 平成28年度 検討する予定) |
| 宮古島市 | 3,500 | 4,000 | ※ 192 | ※ 220 | 200 | 200 | H25 | H25 | 平成25年度に給食費の改定を行っている為、今は予定していないが、消費税率が10%に上がった時には改定を考えている。 ※ 別途、一食単価に助成がある。 |
| 石垣市 | 4,230 | 4,770 | 244 | 283 | 190 | 185 | H27 | H27 | 未定 |
| (合計)平均 | 4,039 | 4,552 | 224 | 254 | 198 | 197 | | | |
| 単位 | 円 | 円 | 円 | 円 | 回 | 回 | | | |

※一食あたりの給食費＝月額×11月÷喫食回数

中核市の状況

1 作成方法 平成27年6月15日に青森市が行った調査結果を集約した。

2 調査回答 44中核市

3 給食費の状況(月額)

単位:円

| | 最低額 | 最高額 | 平均 | | 那覇市(現行) |
|-----|-------|-------|-------|----|---------|
| 小学校 | 3,700 | 5,050 | 4,180 | 参考 | 4,300 |
| 中学校 | 4,250 | 6,000 | 4,889 | | 4,800 |

4 給食費の状況(一食あたり)

単位:円

| | 最低額 | 最高額 | 平均 | | 那覇市(現行) |
|-----|-----|-----|-----|----|---------|
| 小学校 | 213 | 283 | 243 | 参考 | 236 |
| 中学校 | 259 | 382 | 289 | | 264 |

5 今後の改定予定について

| | | |
|--------------------------------|-----|--------|
| ①改定なし | 3市 | 6.8% |
| ②改定予定 (うち4市は、消費税増に合わせ改定する。) | 8市 | 18.2% |
| ③検討中 | 7市 | 15.9% |
| ④未定 | 26市 | 59.1% |
| 合計 | 44市 | 100.0% |

6 直近の改定年度

| H27年度 | H26年度 | H23年度 | H22年度 | H10~21年度 | 合計 |
|-------|-------|-------|-------|----------|--------|
| 12市 | 19市 | 1市 | 3市 | 9市 | 44市 |
| 27.3% | 43.2% | 2.3% | 6.7% | 20.5% | 100.0% |

7 その他

- ①毎年改定している市が1市。各学校長判断で改定を行っている市が1市。
- ②中学校で給食を行っていない市が3市、中学校はミルク給食をしている市が1市となっている。

(資料 7)

那覇市学校給食費検討委員会要綱

平成20年10月2日

教育長 決 裁

(設置)

第1条 本市の学校給食に係る給食費の適正を図るため、那覇市立小学校及び中学校の学校給食費の額の決定等に関する規程(平成元年那覇市教育委員会訓令第1号)第4条の規定に基づき、那覇市学校給食費検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について調査検討し、教育長に報告する。

- (1) 学校給食費の額に関すること。
- (2) その他特に教育長が必要と認められた事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 学校給食センター校保護者代表 4人
- (2) 学校給食センター校校長代表 2人
- (3) 単独校保護者代表 2人
- (4) 単独校校長代表 2人
- (5) 那覇市PTA連合会会長
- (6) 学校給食センター栄養職員代表 2人
- (7) 単独校栄養職員代表 2人
- (8) 学校教育部長
- (9) 学校教育部副部長
- (10) 学校給食センター所長
- (11) 学校給食室長

(任期)

第4条 委員の任期は、教育長に対し検討事項を報告するまでとする。

(運営)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は会長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、学校給食室において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成20年10月2日から施行する。

那覇市学校給食費検討委員会委員名簿

平成27年9月28日委嘱・任命

| 要綱第3条第2項 | 区分 | 委員氏名 | 所属 | 備考 |
|----------|----------------|--------------------|-------------|------------|
| 第1号 | 学校給食センター校保護者代表 | ナカジュン アズサ 仲順 梓 | 石嶺小PTA会長 | 首里センター管轄内 |
| | | アラタ トモコ 新田 知子 | 金城中PTA会長 | 小禄センター管轄内 |
| | | イラハ ナオミ 伊良波 尚美 | 石田中PTA会長 | 真和志センター管轄内 |
| 第2号 | 学校給食センター校校長代表 | タイラ マサン 平良 雅司 | 垣花小学校長 | |
| | | フクナガ リュウジ 福永 隆次 | 松城中学校長 | 中学校長会会長 |
| 第3号 | 単独校保護者代表 | ウラサキ マサトシ 浦崎 政利 | 開南小PTA会長 | |
| 第4号 | 単独校校長代表 | カネハマ ミドリ 兼浜 みどり | 那覇小学校長 | |
| 第5号 | 那覇市PTA連合会会長 | ウエハラ ヒロン 上原 博 | 那覇市PTA連合会会長 | 充て職 |
| 第6号 | 学校給食センター栄養職員代表 | シンガキ ミナ 新嘉喜 美奈 | 古蔵学校給食センター | |
| 第7号 | 単独校栄養職員代表 | ヘシキ リョウコ 平敷 涼子 | 泊小学校 | |
| 第8号 | 学校教育部長 | タバタ カズマサ 田端 一正 | 学校教育部 | 充て職 |
| 第9号 | 学校教育部副部長 | モリタ ヒロツグ 森田 浩次 | 学校教育部 | 充て職 |
| 第10号 | 学校給食センター所長 | ナカムラ イサオ 仲村 功 | 学校給食センター | 充て職 |
| 第11号 | 学校給食課長 | ナカホド ナオキ 仲程 直毅 | 学校給食課 | 充て職 |

那覇市学校給食費検討委員会事務局
 学校教育部 学校給食課(森田、和田、宮平、奥浜)
 内線:2636 外線:917-3507